

(別表1)

① 現状

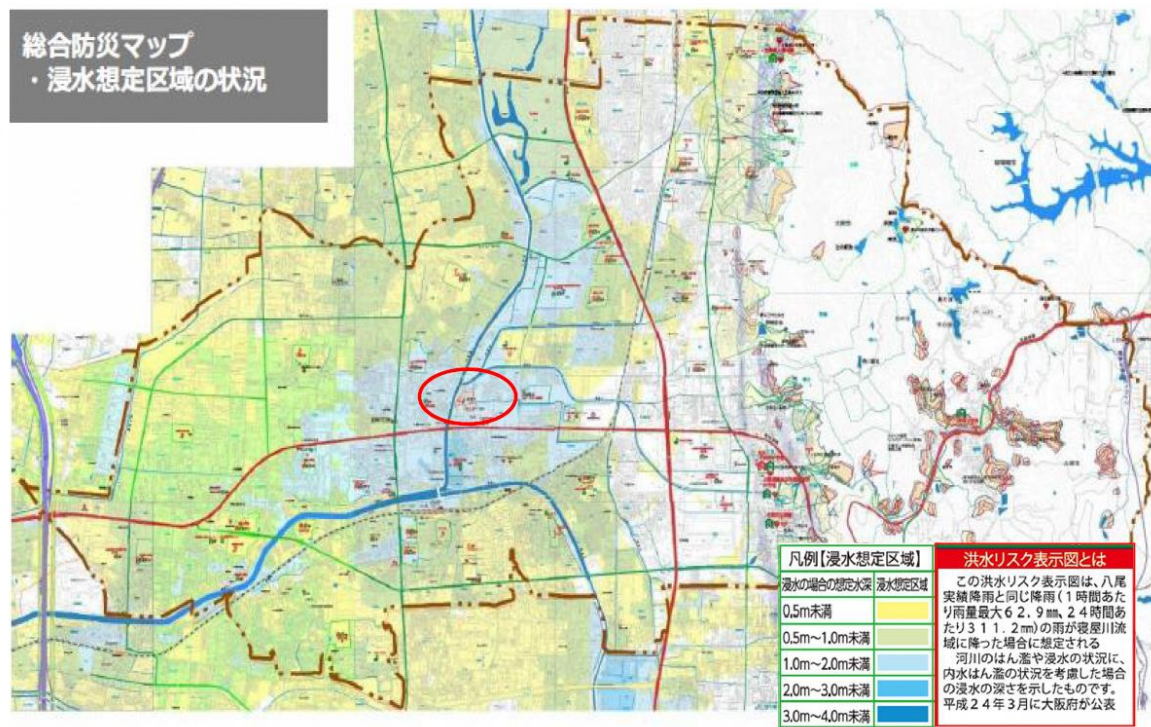
1) 地域の災害等リスク

(洪水)

洪水予報河川である寝屋川は、生駒山系を源として寝屋川、恩智川として、それぞれ南北の方向から市域に流れ、住道あたりで合流し、方向を変更して大阪市方向へ流れている。また、市内の各所には、寝屋川の支流や水路が数多く走っている。なかでも、寝屋川、恩智川は、洪水の恐れがあるときは寝屋川流域洪水予報が発表される。また、淀川においても河川が氾濫した際は、2週間に及ぶ浸水継続時間が想定されている。

また、近年頻発する1時間あたり100mmを超えるような短時間の局地的大雨や集中豪雨では、下水道及び排水ポンプの排水能力を上回り、内水氾濫が発生する可能性がある。

本市では、八尾実績降雨と同じ降雨（1時間あたり雨量最大62.9mm、24時間あたり311.2mm）の雨が寝屋川流域に降った場合に想定される河川のはん濫や浸水が想定される状況をシミュレーションした以下の浸水ハザードマップを示し、住民への周知に努めている。



(土砂災害)

本市の東部は山間部であり、土石流及びがけ崩れの発生のおそれがある土砂災害警戒が約110箇所、土砂災害特別警戒区域が約100箇所、大阪府により指定されている。

(地震)

大東市域に大きな被害を及ぼすと考えられているのは、直下型の生駒断層帯、上町断層帯地震等及び海溝型の南海トラフ地震である。

生駒断層帯による地震の規模はマグニチュード7.3～7.7、本市においては、震度6強を超えると予測されている。また、上町断層帯による地震の規模はマグニチュード7.5～7.8、本市においては震度6弱と予測されている。

また、南海トラフ地震の地震規模はマグニチュード8～9クラスで、市街地において震度6弱程度の強さが予測され、30年以内に70～80%の確率で発生すると推測されている。

	地震名	マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
活断層型地震	生駒断層帯地震	7.3～7.7	0～0.1%
	上町断層帯地震	7.5～7.8	2～3%
海溝型地震	南海トラフ地震	8～9クラス	70～80%程度

●被害想定

市域に影響を及ぼす地震についての被害は次のように想定されています。

	建物被害			死者数 (人)	負傷者数 (人)	避難所 生活者数 (人)
	全壊棟数 (棟)	半壊棟数 (棟)	建物被害計 (棟)			
生駒断層帯地震	13,566	8,512	22,078	445	1,264	23,494 ^{※1}
上町断層帯地震	3,573	5,366	8,939	23	1,832	8,972 ^{※1}
南海トラフ地震	1,762	5,695	7,457	21	483	7,274 ^{※2}

出典

※1 「大阪府自然災害総合防災対策検討（平成19年）」による

※2 「大東市住宅・建築物耐震改修促進計画（平成29年3月）」及び「大東市地域防災計画（平成26年12月修正）」による



(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

【参考資料】

大東市地域防災計画 序編 (<https://www.city.daito.lg.jp/uploaded/attachment/11698.pdf>)

大東市地域防災計画関係 資料編 (<https://www.city.daito.lg.jp/uploaded/attachment/11702.pdf>)

大東市地震ハザードマップ (<https://www.city.daito.lg.jp/uploaded/attachment/18715.pdf>)

大東市の土砂災害防止法区域指定状況図

1. (https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/847/00057208/200130_daito_01.pdf)

2. (https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/847/00057208/200130_daito_02.pdf)

2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 3,383者 <出典：中小企業庁市区町村別企業数2016年6月時点>
- ・ 中小企業者数 3,376者 <出典：中小企業庁市区町村別企業数2016年6月時点>
- ・ 小規模事業者数 2,922者 <出典：中小企業庁市区町村別企業数2016年6月時点>

- ・ 事業者数 4,606者 <出典：平成28年経済センサス活動調査>

3) これまでの取組

<大東市の取組>

- ・ 大東市地域防災計画の策定
- ・ 大東市総合防災マップの作成および配布
- ・ 大東市業務継続計画の策定
- ・ 大東市総合防災訓練の実施
- ・ 防災備品の備蓄
- ・ 大東市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

<大東商工会議所の取組>

- ・ 災害時における特別相談窓口の設置
- ・ 事業者BCPに関する国、府の施策の周知
- ・ 事業者BCP策定セミナーの開催
- ・ 損保会社等と連携した損害保険への加入促進
- ・ 大阪府商工会議所連合会にて、「大規模自然災害等に際しての連携支援に関する取り決め」を決議し、被災時には府内商工会議所が連携し商工会議所や事業所への支援活動を実施

② 課題

(自然災害)

- ・ 現状では、自然災害等による緊急時の取組にかかる大東市と大東商工会議所との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。
- ・ 大東商工会議所においては、事業継続力強化に関して小規模事業者に助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。

(感染症)

- ・ 感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

③ 目標

◎ 実施期間中における事業者BCP策定支援事業者数の目標：計 延べ10,000事業者

令和4年度：2,000事業者

令和5年度：2,000事業者

令和6年度：2,000事業者

令和7年度：2,000事業者

令和8年度：2,000事業者

- ・地区内の小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、大東商工会議所と大東市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

④ その他

大東商工会議所の事業継続計画の有無：無

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

⑤ 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

⑥ 事業継続力強化支援事業の内容

- ・大東商工会議所と大東市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1) 事前の対策

a) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・大東商工会議所と大東市は、会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

(自然災害)

- ・大東商工会議所は、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害、感染症等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の各種保険制度・共済加入、行政の支援策の活用等）について、

事業者へ説明する。

- ・大東市は、ハザードマップを国や大阪府による災害リスクの見直しに合わせて更新し、最新の情報を周知する。

(感染症)

- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

b) 小規模事業者に対する事業者 BCP 策定支援

- ・大東商工会議所は、事業者 BCP 策定セミナーを実施し大阪府が提供する簡易版 BCP 様式による策定支援を行う。
- ・大東商工会議所は、中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定支援を行う。
- ・連携する損害保険会社の協力を得て、同社が提供する簡易版 BCP 様式での策定支援を行う。

c) 地区内事業者の事業者 BCP 策定・取組状況の把握

- ・大東商工会議所は、巡回やセミナー開催時など様々な機会を捉えて地区内事業者の事業者 BCP 策定・取組状況を確認する。

d) 当該計画に係る訓練の実施

- ・大阪府市町村合同地震津波対策訓練へ必要に応じて参加することにより、連絡体制の確認等を行う。

e) 商工会議所自身の事業継続計画の策定

- ・大東商工会議所は、令和 6 年度末までに事業継続計画を策定する。

f) 関係団体等との連携

- ・大東商工会議所は、連携する損保会社や大阪府商工会連合会に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険、生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。

- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

g) フォローアップ

- ・大東商工会議所と大東市は、当計画の進捗状況の確認や改善点等について、必要に応じて協議する機会を設ける。

2) 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助を第一とし、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

a) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に、大東商工会議所職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を大東商工会議所と大東市で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府による「緊急事態宣言」等が出た場合は、大東市における感染症対策本部設置に基づき当所による感染症対策を行う。

b) 応急対策の方針決定

- ・大東商工会議所と大東市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・大東商工会議所は、大阪府商工会議所連合会にて決議された「大規模自然災害等に際しての連携支援に関する取り決め」により、他地域からの応援職員の派遣、物資の提供を受け、応急対策に取り組む。
- ・職員全員が被災する等で応急対策ができない場合は、相互の役割分担を決める。
- ・大阪府商工労働部が定める「被害状況の流れ・様式」に基づき、大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

c) 次項「発災時における指示命令系統・連絡体制」に基づく連絡の頻度

- ・ 本計画により大東商工会議所と大東市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間～3週間	1週間に1回共有する
それ以降	必要に応じて随時共有する

- ・ 大東市で取りまとめた「大東市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

(自然災害)

- ・ 大東商工会議所は、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 大東商工会議所と大東市は、二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 大東商工会議所と大東市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 大東商工会議所と大東市で共有した情報は、大阪府の指定する方法にていずれかより大阪府へ報告する。

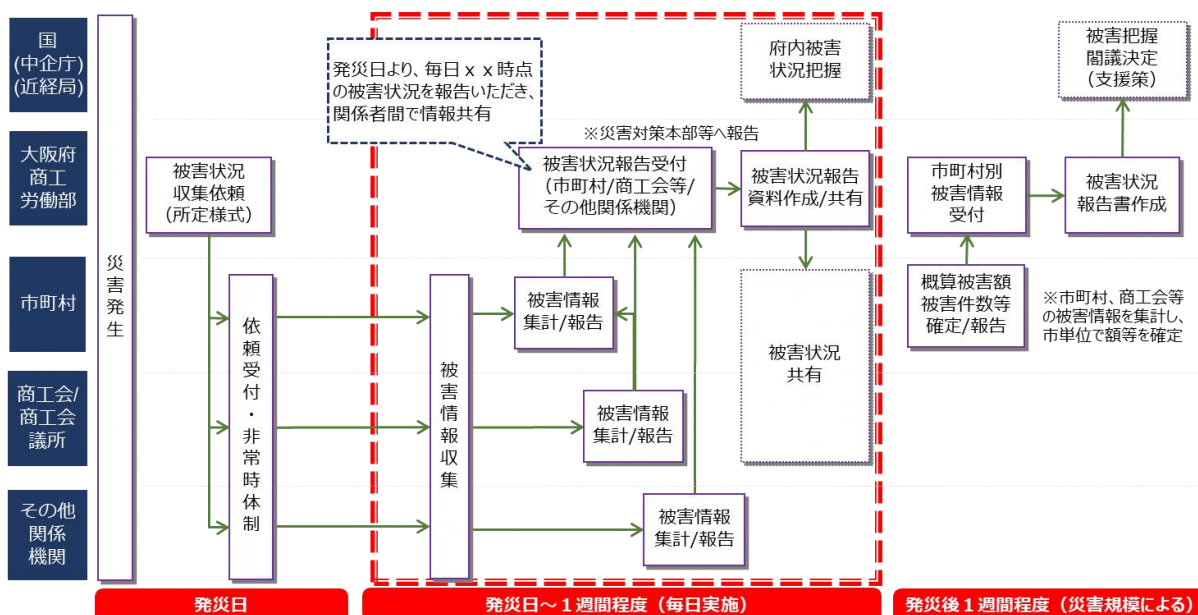
(感染症)

- ・感染症流行の場合、国や大阪府等からの情報や方針に基づき、大東商工会議所と大東市が共有した情報を大阪府の指定する方法にて大東商工会議所又は大東市より大阪府へ報告する。

被害状況報告フロー

■被害状況報告の流れ

- ✓ 発災後、24時間を目途に大阪府商工労働部に被害状況の概要を情報入手できた範囲で報告
- ✓ 発災後1週間以内は1日1回程度、被害状況報告様式を用いて大阪府商工労働部に被害状況を随時報告（1日1回を目安としていますが、被害状況に応じて変更します。）



4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、大東市と大東商工会議所で相談・決定する。（大東商工会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・大東商工会議所は、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・大東市及び大東商工会議所は連携して応急時に有効な被災事業者施策（国や大阪府、大東市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

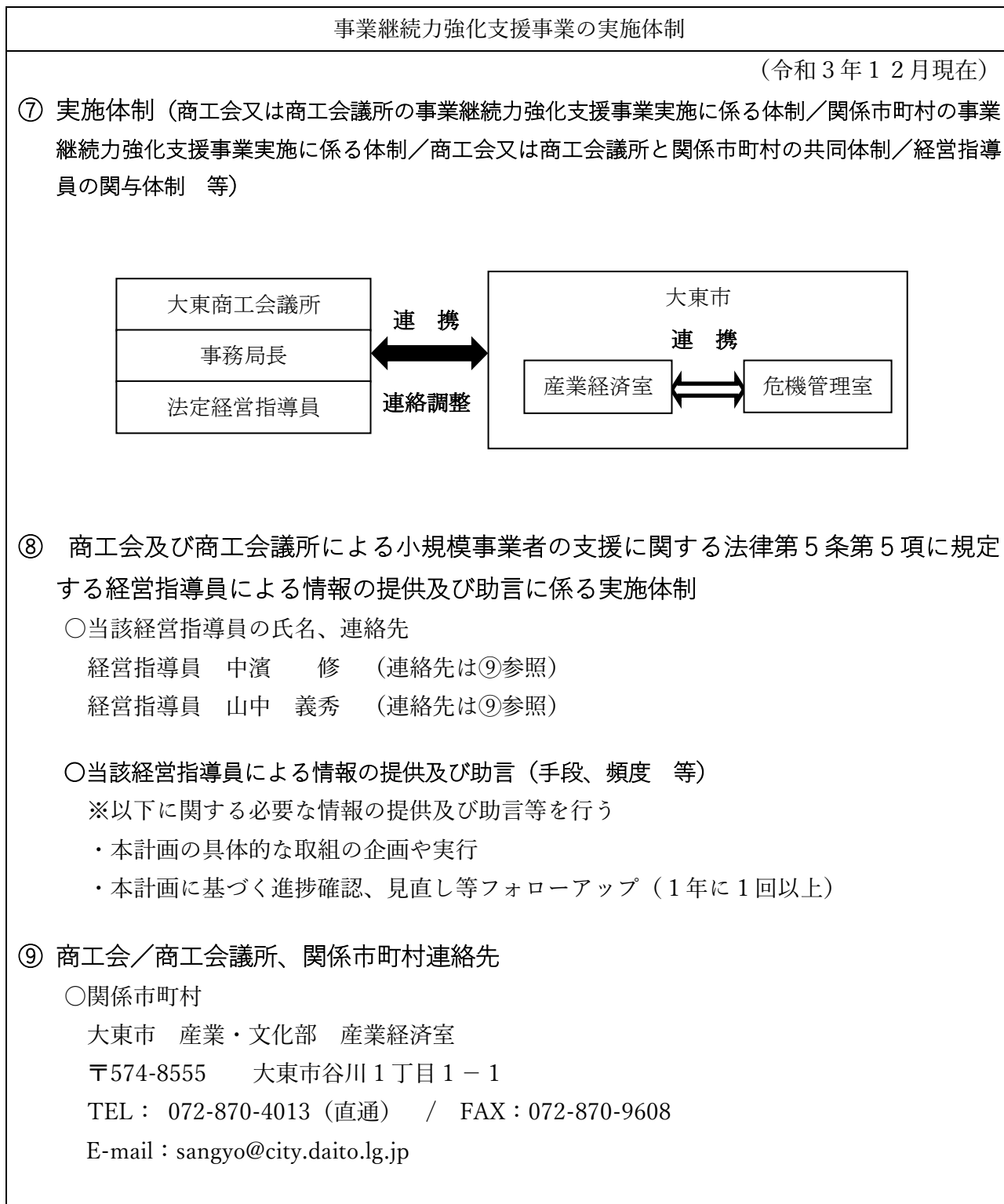
- ・国や大阪府の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・大東市は、被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を大阪府等に相談する。
- ・大東商工会議所は、被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、大阪府商工会議所連合会にて決議された「大規模自然災害等に際しての連携支援に関する取り決め」により、他地域からの応援職員の派遣、物資の提供を受け、応急対策に取り組む。

6) その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大阪府へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



大東市 危機管理室

〒574-0037 大東市新町13-35

TEL : 072-875-0211 (直通) / FAX : 072-806-0003

E-mail : kikikanri@city.daito.lg.jp

○商工会／商工会議所

大東商工会議所

〒574-0076 大東市曙町3-26

TEL : 072-871-6511 / FAX : 072-871-0330

E-mail : daitocci@daito-cci.or.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【大東商工会議所】

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	600	600	600	600	600
・ 専門家派遣費	200	200	200	200	200
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ チラシ作成・発送費	200	200	200	200	200
・ 防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、大東市補助金、大阪府補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

【大東市】

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ チラシ作成・発送費	200	200	200	200	200
・ 防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
一般会計予算

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

<p>イ.連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <ul style="list-style-type: none">・大阪府商工会連合会 会長 早川 巖 〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか6階 TEL: 06-6947-4340 FAX: 06-6947-4343 E-mail: shokoren@osaka-sci.or.jp・東京海上日動火災保険株式会社大阪北支店 支店長 諏訪部 智及 〒541-0043 大阪府大阪市中央区高麗橋3丁目5-12 淀屋橋東京海上日動ビルディング7階 TEL: 06-6203-0630 FAX: 06-6910-5357
<p>ロ.連携して実施する事業の内容</p> <p>事業継続計画 (BCP) 策定支援事業</p> <ul style="list-style-type: none">・大阪府商工会連合会が実施している専門家による事業継続計画 (BCP) 策定支援、新型コロナウイルス感染症対応マニュアル策定支援を行う。・簡易版BCPとして、セミナーを通して東京海上日動火災保険株式会社独自の事業継続計画 (BCP) 策定シートによる策定支援、損害保険の紹介を行う。
<p>ハ.連携して事業を実施する者の役割</p> <ul style="list-style-type: none">・大阪府商工会連合会⇒専門家派遣等により、簡易版を含めた事業継続計画 (BCP) の策定支援や新型コロナウイルス感染症対応マニュアルの策定支援を行う。・東京海上日動火災保険株式会社⇒セミナー開催への講師派遣やリスクファイナンス対策として損害保険等の案内を行う。
<p>ニ.連携体制図等</p> 